

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大玉村は、国民健康保険税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大玉村長

## 公表日

平成30年8月8日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申告書の発行、通知書の出力等を行う。</li> <li>・国民健康保険税の特別徴収に係るデータの通知を年金保険者との間で行う。</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険税の賦課、更正、減免</li> <li>②国民健康保険税の納税証明書発行</li> <li>③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</li> </ul>
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
所得情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16, 30の項</li> <li>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</li> <li>3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第20条</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)の「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ※別表第二の29, 34, 39, 40, 58, 59, 71, 85の2, 115, 116, 117, 120の項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) :別表第二省令第20条</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部政策推進課情報広報係 TEL0243-24-8098
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部税務課賦課係 TEL0243-24-8093

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月7日	I 関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	1.番号法第19条7号、別表第二の項番号27,42,44,45の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条 ※第16項は「国民健康保険税」の場合のみ該当。(「国民健康保険料」の場合は非該当。)	事後	
平成28年6月7日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	1.番号法第19条7号、別表第二の項番号27,42,44,45の項 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条7号、別表第二の第27、42、45項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条 ※別表第二の第45項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条7号、別表第二の第1、46項並びに内閣府・総務省令第1条 ※別表第二の第46項に係る主務省令は未公布	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条 ※第16項は「国民健康保険税」の場合のみ該当。(「国民健康保険料」の場合は非該当。)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項  2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条  3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I 関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条7号、別表第二の第27、42、45項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条 ※別表第二の第45項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条7号、別表第二の第1、46項並びに内閣府・総務省令第1条 ※別表第二の第46項に係る主務省令は未公布	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)の「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ※別表第二の29, 34, 39, 40, 58, 59, 71, 85の2, 115, 116, 117, 120の項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) :別表第二省令第20条	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長	税務課長 熊耳 倉吉	税務課長 菊地 健	事後	人事異動による変更
平成30年7月31日	I 関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	税務課長 菊地 健	税務課長	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報/7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/請求先	大玉村総務部総務課情報統計係 Tel0243-24-8135	大玉村総務部政策推進課情報広報係 Tel0243-24-8098	事後	

